

京都コンピュータ学院奨学金寄付のお願い

京都コンピュータ学院は、1963年の創立以来、「創造性豊かな情報処理技術者の育成」を教育理念として掲げ、コンピュータの専門技術教育のみならず、全人教育の立場からも理想の教育・理想の学園創造に邁進してまいりました。現在、卒業生(校友)4万人有余を誇る全国一の情報教育機関へと発展を遂げております。

2004年には、日本最初のIT専門職大学院である「京都情報大学院大学」がグループ校として開学いたしました。今後は、本学院の4年と同大学院2年を通しての六年一貫教育プログラムによって、より実践的でより高度な能力を身につけた、IT分野のビジネスリーダーの育成を目指します。

さて、現在、経済格差の広がりを背景に、経済的理由で進学を断念せざるを得ない方が増えています。一方、IT・コンピュータ技術の進歩は今なお急速で、その活用分野は拡大しています。しかし、専門性の高い技術者は圧倒的に不足しており、これは日本の将来にとっても大きな問題となっています。本学院は、学ぶ意欲の高い志願者を支援し、社会から求められる情報系の多様な人材の育成、次代を担う情報分野のリーダーの育成を目的として、多様な奨学制度を設けております。

このたび、このような背景を受け、奨学制度をさらに拡大すべく、「京都コンピュータ学院奨学事業」の募集活動に取り組み、皆様方に広くご寄付を募っております。皆様からいただきましたご寄付は、修学を支援する奨学金として本学院学生に支給させていただきます。本学院は、最先端のIT・コンピュータ技術を身につけた人材を数多く育成することで、皆様のご厚意に答えていきたいと存じます。つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご寄付いただいた方のご芳名は、学院におきまして永く記録にとどめ、校友会機関誌『アキューム』紙上でご報告させていただきます。

京都コンピュータ学院奨学会

○ご寄付の方法について

京都コンピュータ学院奨学金寄付へのご協力は、最寄りの銀行より、以下の指定の口座にお振り込みのうえ、下記までご連絡いただけますようお願いいたします。

1. 京都コンピュータ学院奨学金寄付募集 個人：一口 10,000円, 法人：一口 50,000円

2. 振込口座

三菱東京 UFJ 銀行 京都中央支店 普通預金

口座番号 0029529 京都コンピュータ学院奨学会

※ 京都コンピュータ学院奨学会へご寄付いただきました金額は、所定の基準により個人または法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受けることができます。

3. 「受配者指定寄付金制度」について

本学院は、日本私立学校振興・共済事業団より、「受配者指定寄付金制度」の適用を受けております。本制度を利用すると企業等法人の寄付金については、全額を損金に算入できるなど、税制上の優遇措置を受けることが可能になります。

※ 受配者指定寄付金制度とは、学校法人に対する企業等法人からの寄付金が、国や地方公共団体への寄付金と同様、寄付金全額の損金算入が可能となるものです。

● 京都コンピュータ学院奨学金募集に関するお問い合わせ、ご質問は下記までお願いいたします。 ●

京都コンピュータ学院奨学会

〒606-8412 京都市左京区浄土寺馬場町1

TEL. (075) 762-2030 FAX. (075) 761-0251

E-mail general@kcg.ac.jp

寄付金に係る減免税措置について

本学院への寄付金は、所得税法第78条第2項及び法人税法第37条第3項の規定に基づき、次のような税制上の優遇措置を受けることができます。

▼法人の場合

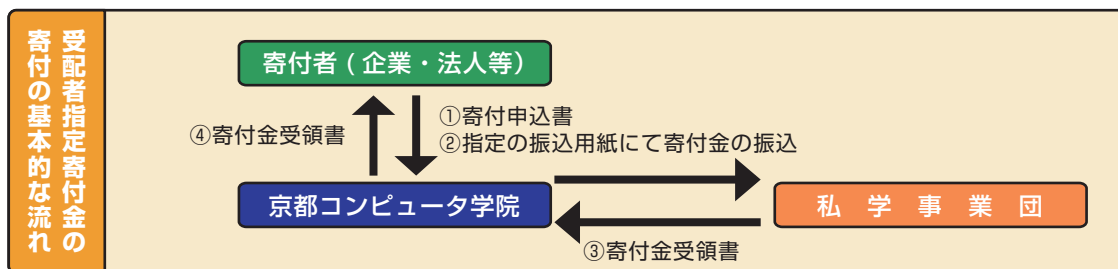
次のいずれかの制度により、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。

特に「受配者指定寄付金」は、寄付金額の全額を損金に算入できますので、寄付者にとって大変有利な制度です。

● 受配者指定寄付金

この寄付金は、学校法人に対する企業等法人からの寄付金をいったん日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」）が受け入れて、その後、同事業団から寄付者の指定した学校法人へ配付する制度です。ご寄付いただいた寄付金は全額を当該事業年度の損金に算入することができます。法人にとって大変有利です。（私学事業団宛の「寄付申込書」を本学院に送付いただいた後、指定の振込用紙にて寄付金をお振り込みいただきます。）

※寄付金控除の手続きには、私学事業団発行の「寄付金受領書」が必要になります。この「寄付金受領書」は、本学院を経由してお送りいたします。



● 特定公益増進法人

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、次の限度額まで損金に算入が認められます。

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額の計算式

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12 \text{ヶ月}} \times \frac{2.5}{1000} \right) + \left(\text{寄付金支出前の所得金額} \times \frac{5.0}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

= 損金算入限度額

一般寄付金の損金算入限度額の計算式

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12 \text{ヶ月}} \times \frac{2.5}{1000} \right) + \left(\text{寄付金支出前の所得金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

= 損金算入限度額

※この損金算入は、本学院発行の「寄付金額収書」と「特定公益増進法人であることの証明書」(写)によって手続きすることができます。これらの書類は、寄付金が本学院に入金され次第、お送りいたします。

▼個人の場合

寄付金が2千円を超える場合、その超えた金額が当該年の課税所得から控除され、所得税が減額されます。ただし、所得の40%が上限になります。

※寄付金控除の手続きは、寄付した翌年の確定申告の期間内に本学院が発行(送付)する「寄付金額収証」および「特定公益増進法人の証明書」(写)を、申告書に添付して所轄税務署へご提出ください。

所得控除額の計算方法

$$\text{寄付金額} - 2 \text{千円} = \text{所得控除額}$$

年間の所得が **300万円の方が5万円** を寄付された場合の所得控除額
(所得の40%以内の場合)

$$5 \text{万円 (寄付金額)} - 2 \text{千円} = 4 \text{万8千円 (所得控除額)}$$

年間の所得が **1000万円の方が500万円** を寄付された場合の所得控除額
(所得の40%を超える場合)

$$1000 \text{万円 (年間所得)} \times 40\% = 400 \text{万円 (所得控除限度額)}$$
$$400 \text{万円 (所得控除限度額)} - 2 \text{千円} = 399 \text{万8千円 (所得控除額)}$$